

(2) 個別の指導計画の活用

～いつ活用するのか？目的にあった計画の活用へ～



「個別の指導計画を活用していますか？」と言われますが、作成はするけど、なんだか「活用」しにくいケースもあります。

(a) 「個別の指導計画」の活用にあたって ～目的に着目する！～

平成29年7月に示された「小学校学習指導要領解説総則編」「中学校学習指導要領解説総則編」、平成30年7月「高等学校学習指導要領解説総則編」では、次のように述べられています。

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

*（生徒）は中学校・高等学校の学習指導要領の際の表記

第Ⅲ章－4－（1）『個別の指導計画とは』で紹介したように、個別の指導計画といっても、それぞれの目的に応じたものが求められています。つまり、**指導の目的にあった個別の指導計画を選ぶことで、活用がしやすくなります。**

<目的ごとの活用例>

① 自立活動の指導の充実 （☆②） (A)パターン参照	
【活用場面】 ○自立活動の時間、教育活動全体 （授業準備、記録、評価等）	☆障がいによる困難さを改善・克服するために実態把握から課題設定までの過程が分かる。 ☆指導すべき課題を引き継ぎ、継続した指導が可能になる。
② 各教科等の指導にあたっての指導目標や指導内容の充実 （☆③） (B)パターン参照	
【活用場面】 ○下学年の教科等の指導 ○知的障がいの教科等の指導 （個々の指導目標、指導内容）	☆下学年等の各教科の指導での指導内容等が明確になる。 ☆知的障がいの教科の指導で、 各段階に基づいて 、個々の指導目標、指導内容が明確になる。 ☆学習の履歴が確保され、次の指導の手かかりとなる。
③ 各教科等の指導における配慮の充実 （☆④） (C)パターン参照	
【活用場面】 ○教科学習等の指導 （本人の困難さ等に対応した指導の意図や手立て、指導方法等）	☆通常の学級においても、児童生徒の各教科等で生じる困難さに応じて計画的・組織的に指導内容や指導方法の工夫ができる。 ☆教科担当制等でも、必要な配慮について共通理解を図ることができる。
④ 生活全般における指導の充実 （小・中学校の通常の学級、高等学校）（☆⑤） (D)パターン参照	
【活用場面】 ○学校生活全般 （生活習慣や人間関係、社会性等） * 自立活動の指導がない場合	☆基本的な生活習慣や対人関係等、学校生活全般において、本人に個別に必要な指導を計画し、実施することができる。 ☆自立活動の指導に取り組んでいる訳ではないことから、シンプルな形式で作成し、継続した指導を重視する。

個別の指導計画は、一人一人の学習の履歴にもなります！